

「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」 Q & A

Q 1 : 補正の対象工事は、どの工事か教えてください。

A 1 : 平成31年4月1日以降契約の工事に適用します。

ただし、下水道課所管工事（農業集落排水）、耕地課所管工事においては令和元年6月1日以降契約の工事に適用、上水道課所管工事（水道施設工事）においては、令和2年8月5日以降契約の工事に適用となります。

その他の工事については、基準等が整備され次第随時対応していく予定です。

Q 2 : 補正対象工事であるかどうか、判断できない場合はどうすればよいですか。

A 2 : 特記仕様書に対象工事である旨の記載があるか確認してください。

すでに発注している場合等においては、発注者が工事打合せ簿で通知します。

Q 3 : 対象工事であれば、全て補正してもらえるのか教えてください。

A 3 : 補正を希望する場合が対象となります。

よって、観測地点等の協議を行った工事打合簿（①工事打合簿記載例）と、真夏日率を計算した工事打合簿（②工事打合簿記載例）の両方を提出する必要があります。

Q 4 : 工場製作の場合はどのように算定するのですか。

A 4 : 工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとします。

例えば、鋼橋製作・架設工事を一工事として発注した場合は、工場製作期間を除いた期間を補正の対象とします。

A 5 : 工事一時中止した場合はどのように算定するのですか。

Q 5 : 中止期間を除いた期間を補正の対象とします。

また、年末年始の6日間、夏季休暇3日間も工期に含みません。

Q 6 : 余裕期間契約方式の工事は、どのようになりますか。

A 6 : 余裕期間は、真夏日率の計算の対象としません。

Q 7 : 真夏日率の計算根拠となる観測地点はどこを基準とするのか教えてください。

A 7 : 薩摩川内市においては、本土は川内の観測所、甑島の場合は、中甑の観測所のデータを基準としてください。

日最高気温 30 (28) ^{*1}度以上または暑さ指数 (WBGT) 25 度以上のいずれかが対象となりますので、日最高気温は気象庁のホームページ、暑さ指数 (WBGT) は環境省のホームページを参照してください。

(例) ・日最高気温が 28 度、暑さ指数が 26 度の場合→真夏日

・日最高気温が 31 度、暑さ指数のデータ未活用の場合→真夏日

・日最高気温が 28 度、暑さ指数が 24 度の場合→真夏日(新型コロナウイルス対策)

※ 1 : 新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとりながら熱中症対策を行った現場の場合は 28 度

Q 8 : 現場管理費補正の計算方法について教えてください。

A 8 : 計算式は 2 種類あります。また、「週休 2 日」試行工事で実施した場合は、休日取得(現場閉所率)に応じた補正係数を乗じる計算となります。

①土木・下水道・耕地・水道工事の場合

補正值 (%) = 真夏日率 × 補正係数 (1. 2)

(補正值、真夏日率とも小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止)

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理费率% × 補正係数^{*2}) + 補正值%) × X^{*3}

※ 2 : この補正係数は、土木工事標準積算基準積算基準 (共通編) における施工地域を考慮した現場管理费率の補正係数のこと

※ 3 : X は「週休 2 日」補正係数のこと

②漁港・港湾工事の場合

補正率 (%) = 真夏日率 × 補正係数 (1. 2)

(補正率、真夏日率とも小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止)

現場管理費 = 対象純工事費 × (現場管理费率% + 補正值^{*4} + 補正率%) × X^{*3}

※ 4 : この補正值は、土木工事標準積算基準積算基準 (港湾・漁港編) における施工地域、工事場所を考慮した現場管理费率の補正值のこと

○計算例

対象額 700 万円を超え 10 億円以下の場合 (補正例)

【条件】直接工事費 2 億円の河川・道路構造物工事

①対象額 : 純工事費 216, 612, 000 円

②施工地域 : なし

③工期 : 300 日のうち、真夏日が 50 日

④週休 2 日 : 4 週 8 休以上の場合 (1. 06)

補正值 = 50 日 ÷ 300 日 × 1. 2 = 0. 20 %

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理费率% × 補正係数) + 補正值%) × ④

$$57,631,000=216,612,000 \times ((24.90\% \times 1.0) + 0.2\%) \times 1.06$$

Q9：実際の真夏日を算出した後の真夏日の考え方を教えてください。

A9：設計変更時点以降の後片付けを含めた工事期間の真夏日日数は、「変更時点以降の真夏日判断の参考資料」に基づき加算する日数を受発注者で協議のうえ定めることとしています。

協議の方法は、受注者からの真夏日報告の工事打合簿に示された、設計変更に用いる真夏日（実測の真夏日＋変更日以降の真夏日として加算する日数の合計）を、発注者が確認し、工事打合簿で指示することとしています。

変更日以降の真夏日は、現場撤収日ではなく、工期終期日（工事完成通知日）までの真夏日のことです。

Q10：真夏日の観測地点は、「気象庁の地上観測所」と「環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）」両方の観測記録を混在して算定してよいか。

A10：観測地点については、混在しないよう工事始期日から終期日まで一貫してください。